

# 都賀ライオンズ会則

## 1. 全 般

### (1) 活 動

都賀ライオンズは小学生を対象としたサッカーチームとして会員をはじめ、監督・コーチ・保護者・先輩諸氏の皆さんがサッカーに親しみ楽しむため、次の活動を行う。

原則として毎週土・日曜日の練習・練習試合及び自由練習

千葉県、千葉市、若葉区等で開催される4種の各種大会、及び近隣チームの招待試合への参加

夏季合宿、納会、6年生を送る会等、保護者・OBを含めた楽しい行事の開催、都賀の台社体行事への参加

### (2) 指導・運営組織

指導組織	監督 1名 一般
	監督は日本サッカー協会D級指導者資格以上を有する者とする
	コーチ 数名 一般

運営組織	三役	会 長	1名	会員・OBの保護者、OB
		副 会 長	1名	会員の保護者
		事務局 長	1名	会員の保護者
	役員	事 務 局	1名	会員の保護者
		総 務	1名	会員・OBの保護者
		会 計	1名	会員の保護者
		会計監査	1名	会員の保護者
		学年担当	各学年1名	会員の保護者

- 会長は会務を総理する。また必要に応じて役員会、三役指導者会議を召集する。
- 副会長は、会長を補佐し必要が生じた場合はこれを代行する。また学年担当への連絡を統括する。
- 事務局長は、県協会、市協会、若葉区4種委員会への登録、大会エントリーを始め、会務の企画、庶務にあたる。
- 事務局は、月間のスケジュール管理などを行う。
- 総務は都賀の台小学校校庭開放委員会に出席し、調整・連絡を行う。
- 会計は、運営費の出納、予算案の作成及び決算報告を行う。
- 会計監査は、会計を監査し、監査報告を行う。
- 学年担当は、担当学年の会員への連絡と担当学年に関わる会務の運営を統括する
- 役員は役員会に出席し、会務を議決、執行する。
- 役員会の決定に基づき、その他必要な役員を置くことができる
- 会長/副会長/事務局長/指導者より若干名は若葉区4種委員会等の会議に出席する
- 実際の運営に当たっては負担が偏らないように全員で協力する。
- 役員任期は原則として4月から翌年の3月までとする。

## 2. 会 計

- 本会の経費は、入会金・年会費・月会費・寄附金・交付金/補助金・その他の収入により支弁する。
- 予算は総会の決定を経て定まる。また決算は、会計年度終了時に会計監査の監査を受け、総会に報告し、承認を得なければならない。
- 会費・年会費は、別途これを定め、会員に通知する。また会費を変更する場合には総会にて決定する

### 3. 会 員

- (1) 会員はスポーツ安全保険協会傷害保険に加入する。(保険料は年会費より充当)
- (2) 会員は毎月第2週練習日(土・日)に会費を納付する。

### 4. 練 習

- (1) 練習は毎週土・日曜日、都賀の台小学校グラウンド及び体育館にて行うことを原則とし、スケジュールは役員より別途連絡する。
- (2) 練習は指導者が担当する。また必要に応じて保護者他が協力する。  
体育館以外の練習はひとり一個のボール(4号球)を持参してください。ボールには名前を書いて下さい。  
欠席する場合は、学年担当に連絡して下さい。学年担当は速やかに担当コーチに連絡して下さい。  
練習中のケガについては、ケガの程度に関わらず児童の家に連絡します。  
練習中小学校のガラスを割るなど、事故があった場合は総務に連絡して下さい。

### 5. 試 合

- (1) 試合会場への往復、活動中は監督・コーチ・引率当番保護者の指示に従って行動し、寄り道や買い食い等は禁止する。
- (2) 試合会場への引率は二人以上とする。
- (3) 試合用の上衣ユニホーム・ビブス・キーパー用手袋は原則としてチームで用意する。  
試合会場へは車を利用します。車を出して頂く順番は輪番制にしますので、学年担当から連絡がありましたらご協力をお願いします。  
試合の時に持参するものは事前に連絡します。  
欠席するときは遅滞なく、学年担当に連絡して下さい。学年担当は欠席の連絡を速やかに担当コーチに連絡して下さい。  
引率時は児童の人数を確認して下さい。(連絡網を参考にして下さい。)  
監督・コーチへの挨拶や車内でのマナーについて注意願います。  
監督・コーチのお弁当と飲み物(1,000円程度)を用意して下さい。

### 6. 休会・退会

- (1) 病気・その他の理由により練習を1ヶ月以上休む場合は、役員に連絡する。この場合の会費減額については別途定める。
- (2) 退会するときは、会長・事務局まで連絡するとともに退会届を提出する。

### 7. 総会

年度末に定期総会を1回開催する。また必要に応じて臨時総会を開催する。招集は会長が行い、役員、監督、コーチ、保護者の3分の2以上(委任状を含む)の出席によって成立する。総会では役員の選出、会計、活動内容などクラブの運営に関する事項の審議、決定、承認を行う。決定、承認には出席者(委任状を含む)の過半数の賛成を必要とする。

### 8. 外郭団体等

- (1) 都賀の台小学校区における次の組織の一員として、その役割を担う。
  - ・ 都賀の台社会体育振興会
  - ・ 都賀の台小学校体育施設開放委員会
- (2) 千葉市及び若葉区サッカー協会4種委員会の一員として、その諸活動に参加する。
- (3) お父さんを中心として組織されたサッカー同好会(マンモス)とは、兄弟クラブとして協力関係を保持する。

制定	昭和63年12月1日
改定	平成元年5月7日
	平成2年5月13日
	平成3年3月17日
	平成6年3月20日
	平成7年3月27日
	平成8年3月16日
	平成9年4月1日
	平成10年4月1日
	平成13年3月18日
	平成16年3月20日

以上